

議案第17号

大田原市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
大田原市職員の配偶者同行休業に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月6日提出

大田原市長 相馬 憲一

大田原市職員の配偶者同行休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）の規定に基づき、職員の配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

第2条 任命権者は、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。第9条第2項、第3項及び第5項を除き、以下同じ。）が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第3条 法第26条の6第1項の条例で定める期間は、3年とする。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

第4条 法第26条の6第1項の条例で定める事由は、次に掲げる事由（6月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。第8条第1号において「配偶者同行休業対象事由」という。）とする。

- (1) 外国での勤務
- (2) 事業を経営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うものの
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学（前2号に該当するものを除く。）

(配偶者同行休業の承認の申請)

第5条 第2条の規定による配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者（法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。第7条及び第8条第1号において同じ。）が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

(配偶者同行休業の期間の延長)

第6条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が第3条に規定する休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 第2条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第7条 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延

長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、かつ、その引き続くことが当該延長の申請時には確定していなかったことその他市長がこれに準ずると認める事情とする。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第8条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者同行休業対象事由に該当しないこととなったこと。
- (2) 配偶者同行休業をしている職員が、大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第1号）別表9の項又は10の項に規定する場合における休暇を取得することとなったこと。
- (3) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業を承認することとなったこと。

(配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

第9条 任命権者は、第2条又は第6条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下この項及び第3項において「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第2号に掲げる任用は、申請期間について1年を超えて行うことができない。

- (1) 申請期間を任用の期間（以下この条において「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用
- (2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて職員を採用するときは、当該職員にその任期を明示しなければならない。

3 任命権者は、第1項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たないときは、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

4 第2項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。

5 任命権者は、第1項の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新するときは、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

(職務復帰後における号給の調整)

第10条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との権衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業をした期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、規則の定めるところにより、号給を調整することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(大田原市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

2 大田原市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和48年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「又は不妊治療休暇」を「、不妊治療休暇」に、「の承認」を「又は高齢者部分休業(当該職員が任命権者が定める年齢に達した日以後の日で申請において示した日から当該職員に係る定年退職日(地方公務員法第28条の6第1項に規定する定年退職日をいう。)までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)の承認」に改める。

第18条の4を第18条の5とし、第18条の3の次に次の1条を加える。

(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)

第18条の4 大田原市職員の配偶者同行休業に関する条例(令和5年条例第●号)第2条(同条例第6条第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による承認を受けた職員には、同条例第2条に規定する配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

(大田原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

3 大田原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和49年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第19条の3の次に次の1条を加える。

(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)

第19条の4 大田原市職員の配偶者同行休業に関する条例(令和5年条例第●号)第2条(同条例第6条第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による承認を受けた職員には、同条例第2条に規定する配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

(大田原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

4 大田原市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号及び第9条第1号中「第6条第1項」の次に「又は大田原市職員の配偶者同行休業に関する条例(令和5年条例第●号)第9条第1項」を加える。

(大田原市職員定数条例の一部改正)

5 大田原市職員定数条例(平成17年条例第70号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 大田原市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成20年条例第2号）第2条の規定による承認を受けた自己啓発等休業中の職員
- (4) 大田原市職員の配偶者同行休業に関する条例（令和5年条例第●号）第2条の規定による承認を受けた配偶者同行休業中の職員